



「通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定に関する 協議を求めました」

1. 桑名市では、将来の超高齢社会を展望し、「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいます。

これは、できるだけ多くの皆さんが高齢になっても住み慣れた場所で生き生きと暮らし続けて人生の最期を迎えられるよう、日常生活圏域を単位として、自宅を始めとする「住まい」を確保した上で、在宅で「医療」・「介護」・「予防」・「日常生活支援」を一体的に提供するための地域づくりです。

具体的には、昨年 12 月、全国的にも例を見ない「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会条例」を制定しました。それに基づき、本年 1 月以降、5 回にわたり、医療、介護、予防、日常生活支援等の各分野でリーダー的な立場にある地域の関係者の参加を得て、「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」を開催してきました。

2. その一環として、今後、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯が増加する中で、家族の世話に過度に依存することなく、在宅で生活を継続する限界点を高めるためには、施設と同様な機能を地域に展開する新しい在宅サービスとして位置付けられる

- ① 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」（＝在宅の要介護者を対象として、日中・夜間を通じて定期巡回・随時対応を実施する訪問介護・看護を一体的に定額の利用者負担で提供するサービス）
- ② 「小規模多機能型居宅介護」（＝在宅の要介護者又は要支援者を対象として、「通い」を中心に、随時、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、定額の利用者負担で提供するサービス）
- ③ 「複合型サービス」（＝在宅の要介護者を対象として、「通い」・「泊まり」・「訪問介護」・「訪問看護」を一体的に定額の利用者負担で提供するサービス）の普及を促進することが重要です。

3. この点、桑名市では、本年 4 月、

- ① 市内で初めての「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」
- ② 県内で初めての「複合型サービス」

の事業所が開設されたため、それ以降、「小規模多機能型居宅介護」を含む3 類型の新しい在宅サービスがすべて提供されるようになりました。

4. これに対し、「通所介護（デイサービス）」については、平成25年度のサービス量の実績が「桑名市第5期介護保険事業計画・第6期高齢者福祉計画」で定める平成26年度のサービス量の見込みを上回る水準に達するほか、平成25年10月における第1号被保険者1人当たりの給付月額が全国及び三重県と比較して高水準にあります。
5. このため、本日（26日）、介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第7項及び第70条の2第4項の規定に基づき、桑名市より、三重県に対し、「通所介護（デイサービス）」に係る指定居宅介護サービス事業者の指定及びその更新について、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」及び「複合型サービス」の見込量を確保するために必要な協議を求めました。
今後、三重県は、桑名市が求めた協議の結果に基づき、「通所介護（デイサービス）」に係る指定居宅サービス事業者の指定及びその更新について、拒否し、又は必要な条件を付することができるようになります。
6. これは、介護サービスの提供体制の計画的な整備について、「地方分権の試金石」と称される介護保険制度で市町村に介護保険の保険者として認められた機能を発揮しようとするものです。
このように、市が県に対して「訪問介護（ホームヘルプサービス）」又は「通所介護（デイサービス）」に係る指定居宅サービス事業者の指定に関する協議を求めた事例は、少なくとも、東海3県で初めてとなります。（「平成25年度介護保険事務調査」（平成26年3月10日厚生労働省老健局介護保険計画課）によると、平成25年4月1日現在、「介護保険法第70条第7項の規定による都道府県への協議」の実施保険者数は、131か所とされています。その中には、愛知県の1市1町、岐阜県の3市3町及び三重県の1市が含まれています。しかしながら、当該市町に個々に確認したところ、いずれも、誤解に基づく回答と判明しました。）
7. なお、詳細については、別添の資料「桑名市における『地域包括ケアシステム』の構築に向けた通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定に関する協議について」（平成26年6月26日桑名市保健福祉部介護・高齢福祉課）を参照してください。

問合せ先：保健福祉部介護・高齢福祉課
地域包括支援センター
電話 0594-24-1170



ゆめはまちゃん